



# 埼玉県報

第 2 2 4 1 号  
平成22年11月30日  
火 曜 日

## 目 次

### 規則

- [埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [狭山都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [富士見都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [北武蔵用水土地改良区役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [北戸田駅東1街区市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更\(市街地整備課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の住所変更告示\(建築安全課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更告示\(建築安全課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更告示\(建築安全課\)](#)
- [県道所沢青梅線の道路区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道狭山ヶ丘停車場線の道路区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道川越所沢線の区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道所沢堀兼狭山線の区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [公職選挙法に基づく選挙運動に関する収支報告書要旨の公表\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の設立\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の解散届及び収支報告書の要旨\(選挙管理委員会\)](#)

- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し\(選挙管理委員会\)](#)
- [包括外部監査の結果に関する措置状況の公表\(監査第一課\)](#)

# 規則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第二十六号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校の項の次に次のように加える。

埼玉県立深谷はばたき特別支援学校			小学部 六年	学校教育法に規定する学 齢児童で知的障害のある 者
高等部 三年	中学部 三年			学校教育法に規定する学 齢生徒で知的障害のある 者
		九六		中学部を卒業した者又は これに準ずる者

## 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第千四百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エールあさか

三 代表者の氏名

高田 克己

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市幸町三丁目五番十号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、心身に障害を持つ方々が、地域で暮らしたいと願う気持ちを大切に、あたたかでやさしい、ひだまりのような生活空間を提供し、もって地域の障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、心身に障害を持つ方々が、地域で生活していきたいと願う気持ちを大切に、あたたかでやさしい、ひだまりのようなサービスを提供し、もって地域の障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人西人間あんしん市民後見人の会

三 代表者の氏名

上村 靖夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市富士見四丁目十番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、判断能力の不十分な認知症、知的・精神障害者等及び支援を求め  
る人に対して契約の締結等の法律上の行為、権利行使や福祉的な身上保護を基に、  
本人が損害を受けないようにし、状況に応じた柔軟かつ弾力的な利用しやすい成  
年後見制度を身近なものとして活用できるように支援サービスを提供することを  
目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第千四百九十七号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第千四百九十八号

富士見市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第千四百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
医療法人久我クリニック	医療法人久我クリニック	所沢市日吉町 8 - 1 1	平成 22 年 10 月 1 日
医療法人社団医弘会 森田眼科	医療法人社団 医弘会	川口市並木 3 - 1 4 - 1 4	平成 22 年 9 月 1 日
草加松並木クリニック	松 原 聖	草加市松江 2 - 3 - 5 0	平成 22 年 11 月 1 日
医療法人四つ葉会 鶴瀬村山眼科	医療法人 四つ葉会	富士見市鶴馬 2 6 0 9 - 1 3 サンマリ-鶴瀬 3 F	平成 22 年 10 月 18 日
加須市国民健康保険北川辺診療所	加須市長 大橋良一	加須市柳生 6 6 - 1	平成 22 年 3 月 23 日
医療法人社団孝寿会 ゆずクリニック	医療法人社団 孝寿会	川口市伊刈 1 5 4 3 - 6	平成 22 年 10 月 1 日
医療法人社団宗山会 関医院	医療法人社団 宗山会	朝霞市三原 4 - 1 2 - 4 8	平成 22 年 10 月 1 日
と だ 眼 科	箕 田 宏	戸田市中町 1 - 1 5 - 4 7	平成 22 年 10 月 1 日
北上尾すこやかクリニック	深 瀬 弘 恭	上尾市原新町 5 - 9 小林ビル 2 階	平成 22 年 10 月 1 日
医療法人社団彩明会 上尾花咲の丘クリニック	医療法人社団 彩明会	上尾市原市 2 2 8 - 1	平成 22 年 10 月 1 日
ふじみ野中央クリニック	医療法人社団 鳳和会	ふじみ野市鶴ヶ岡 4 - 1 6 - 1 5	平成 22 年 10 月 1 日
リリーデンタルクリニック	長 島 史 明	行田市門井町 2 - 5 - 3 ミルフィーユ門井 2 0 1	平成 22 年 10 月 1 日
海 野 歯 科 医 院	海 野 晴 行	狭山市南入曽 4 9 9 - 4	平成 22 年 10 月 1 日
引 間 歯 科 医 院	引 間 徹	ふじみ野市旭 1 - 1 6 - 1 5	平成 22 年 10 月 1 日
医療法人社団久誠会 いわなが歯科医院	医療法人社団 久誠会	春日部市緑町 1 - 1 4 - 1 0	平成 22 年 6 月 1 日
ごう 歯 科 ク リ ニ ッ ク	柏 木 剛	鴻巣市市ノ縄字中耕地 2 9 8 - 1	平成 22 年 11 月 13 日
セントラル歯科診療所	君 塚 潔	春日部市大枝 8 9 武里団地 2 - 1 1 - 1 1 0	平成 22 年 8 月 1 日
医療法人社団仁清会 パームス歯科クリニック	医療法人社団 仁清会	春日部市緑町 4 - 4 - 2 9	平成 22 年 9 月 1 日
あすなる薬局 三芳店	皇漢堂販売株式会社	入間郡三芳町北永井 6 9 4 - 6	平成 22 年 10 月 1 日
薬 局 ア イ ア ム	株式会社アイアム	春日部市上蛭田 5 1 - 1	平成 22 年 9 月 1 日
あ お ば 薬 局	有限会社キング薬品	富士見市水谷東 2 - 5 4 - 5	平成 22 年 11 月 1 日
入 間 川 ハ ー ト 薬 局	株式会社ハートスリー	狭山市富士見 1 - 7 - 5	平成 22 年 10 月 1 日
有限会社ダイワ ぼらりす薬局	有 限 会 社 ダ イ ワ	蕨市南町 4 - 1 2 - 3 9	平成 22 年 10 月 1 日
ブレーメン薬局 みわのえ店	株式会社ウィーズ T	吉川市加藤 6 6 2 - 1	平成 22 年 11 月 1 日
上 尾 グ リ ー ン 薬 局	有限会社ムラノ医療事務センター	上尾市柏座 1 - 1 2 - 1	平成 22 年 8 月 16 日
アイン薬局つくば店	株式会社あさひ調剤	熊谷市星川 2 - 4 5	平成 22 年 10 月 1 日

アステル薬局草加店	株式会社アステル	草加市西町1092-6	平成22年11月1日
東住吉クローバ薬局	株式会社エスシーグループ	所沢市東住吉3-8	平成22年11月1日

## 二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
遠藤 真文		えんどう接骨院	川口市朝日1-13-21	平成22年11月11日
升 幸子		升 整 骨 院	所沢市西狭山ヶ丘1-2418-13	平成22年11月1日
高橋 茂夫		芝西接骨院	川口市芝塚原2-2-23	平成22年10月1日
高 在雲		まこと整骨院	狭山市入間川3143-34	平成22年10月14日
水野 慎一		みずき接骨院	越谷市花田1-22-4 7-パンキッドT 8号室	平成22年10月10日
山田 三千男		有限会社オアシス グリーンはりきゅう整骨院	草加市谷塚仲町325-19	平成22年10月25日
難波 範成		中央在宅マッサージ	飯能市東町6-16 菊屋ビル303	平成22年10月1日

## 告 示

埼玉県告示第十五百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後
浅野病院	名称	浅野胃腸病院	浅野病院

## 告 示

埼玉県告示第十五百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	廃止年月日
つくば薬局	熊谷市筑波 1 - 1 4 8	平成 22 年 9 月 30 日
上尾グリーン薬局	上尾市柏座 1 - 1 3 - 7	平成 22 年 8 月 15 日
医療法人ふじみ明和会 朝霞整形外科・外科	朝霞市幸町 2 - 7 - 4 1	平成 22 年 11 月 30 日
ふじみ野中央クリニック	ふじみ野市鶴ヶ岡 4 - 1 6 - 1 5	平成 22 年 9 月 30 日
とだ眼科	戸田市中町 1 - 1 5 - 4 7	平成 22 年 9 月 30 日
いわなが歯科医院	春日部市緑町 1 - 1 4 - 1 0	平成 22 年 5 月 31 日
リリーデンタルクリニック	行田市門井町 2 - 5 - 3 ミルフィーユ門井 2 0 1	平成 22 年 9 月 30 日
中木歯科	春日部市粕壁東 2 - 7 - 8	平成 22 年 11 月 4 日
スエヤス薬局 春日部藤塚店	春日部市藤塚 6 0 4 - 1	平成 22 年 11 月 1 日
所沢クローバ薬局	所沢市東住吉 3 - 7	平成 22 年 10 月 31 日
入間川ハート薬局	狭山市富士見 1 - 7 - 5	平成 22 年 9 月 30 日
内科小児科関医院	朝霞市三原 4 丁目 1 2 番 4 8 号	平成 22 年 10 月 1 日
北川辺町立国保診療所	加須市柳生 6 6 - 1	平成 22 年 3 月 22 日
上尾芙蓉堂薬局	上尾市柏座 2 - 4 - 2 8 エリア赤熊	平成 22 年 10 月 31 日

# 告 示

埼玉県告示第千五百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
青木産婦人科耳鼻咽喉科心療内科	所沢市小手指町3-1-20	平成22年12月1日

## 告 示

埼玉県告示第十五百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指定年月日
ニチイケアセンター北本	北本市中央3-43大島ステーションビル1F	株式会社ニチイ学館	訪問入浴介護	平成22年10月1日
			介護予防訪問入浴介護	平成22年10月1日
医療法人社団 堀ノ内クリニック	新座市堀ノ内3-1-13	医療法人社団堀ノ内クリニック	訪問看護	平成22年8月1日
			介護予防訪問看護	平成22年8月1日
上青木中央病院	川口市上青木4-2-6	岡崎俊哉	居宅療養管理指導	平成22年9月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成22年9月1日
デイサービスなごみの森 新所沢	所沢市松葉町5-2 エコマンション1F	株式会社ダイオウケア	通所介護	平成22年7月1日
やさしい手上尾訪問介護事業所	上尾市柏座1-12-20 天沼ビル2階	株式会社やさしい手	訪問介護	平成22年10月1日
			介護予防訪問介護	平成22年10月1日
医療法人社団 孝寿会 ゆずクリニック	川口市伊刈1543-6	医療法人社団 孝寿会	居宅療養管理指導	平成22年10月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成22年10月1日
ふじみ野中央クリニック	ふじみ野市鶴ヶ岡4-16-15	医療法人社団 鳳和会	居宅療養管理指導	平成22年10月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成22年10月1日
医療法人社団 彩明会 上尾花咲の丘クリニック	上尾市原市228-1	医療法人社団 彩明会	訪問リハビリテーション	平成22年10月1日
			居宅療養管理指導	平成22年10月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	平成22年10月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成22年10月1日
有限会社 ダイワ ぼらりす薬局	蕨市南町4-12-39	有限会社 ダイワ	居宅療養管理指導	平成22年10月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成22年10月1日
訪問看護ステーションさや	春日部市内牧字四方谷5066-1	株式会社シルバーケア春日部	訪問看護	平成22年11月1日
			介護予防訪問看護	平成22年11月1日
居宅介護支援事業所さや	春日部市内牧字四方谷5066-1	株式会社シルバーケア春日部	居宅介護支援	平成22年11月1日

特別養護老人ホーム あったかの家	志木市下宗岡3-2261-1	社会福祉法人 志木福祉会	短期入所生活介護	平成22年8月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成22年8月1日
さくらデイサービスセンター	春日部市大場658-1	株式会社 さくら	通所介護	平成22年11月1日
			介護予防通所介護	平成22年11月1日
居宅介護支援事業所 さくら	春日部市大場872-9 中村不動産ビル1階	株式会社 さくら	居宅介護支援	平成22年11月1日
さくらケアセンター	春日部市大場872-9 中村不動産ビル1階	株式会社 さくら	訪問介護	平成22年11月1日
			介護予防訪問介護	平成22年11月1日
医療法人秀峰会デイサービス里仁	越谷市七左町4-100-4	医療法人 秀峰会	通所介護	平成22年6月1日
			介護予防通所介護	平成22年6月1日
合同会社エムズファクトリー	越谷市東越谷1-5-6	合同会社エムズファクトリー	福祉用具貸与	平成22年11月1日
			特定福祉用具販売	平成22年11月1日
			特定介護予防福祉用具販売	平成22年11月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成22年11月1日
プラチナ・訪問介護ステーション伊奈	北足立郡伊奈町寿1-84-1	株式会社レイクストゥエンティワン	訪問介護	平成22年10月1日
			介護予防訪問介護	平成22年10月1日
プラチナ・ケアプランサービス伊奈	北足立郡伊奈町寿1-84-1	株式会社レイクストゥエンティワン	居宅介護支援	平成22年10月1日
デイサービス ニパータ	鴻巣市鎌塚250-2	株式会社 瑞泉	通所介護	平成22年10月19日
			介護予防通所介護	平成22年10月19日
訪問介護事業所 桜	鳩ヶ谷市桜町5-5-27ア-パンライフ106	株式会社 千雅	訪問介護	平成22年11月1日
			介護予防訪問介護	平成22年11月1日
デイサービスセンター さくら	鳩ヶ谷市桜町5-5-28	株式会社 千雅	通所介護	平成22年11月1日
			介護予防通所介護	平成22年11月1日
居宅介護支援事業所 桜	鳩ヶ谷市桜町5-5-27 ア-パンライフ106	株式会社 千雅	居宅介護支援	平成22年11月1日

株式会社H.Sメディカル	朝霞市泉水2-7-34-604	株式会社H.Sメディカル	福祉用具貸与	平成22年11月1日
			特定福祉用具販売	平成22年11月1日
			特定介護予防福祉用具販売	平成22年11月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成22年11月1日
さくら介護ステーション飯能	飯能市南町9-10	株式会社H&Nサポート	訪問介護	平成22年11月1日
			介護予防訪問介護	平成22年11月1日
たま居宅介護支援事業所	北本市東間4-103	株式会社たま	居宅介護支援	平成22年11月1日
グループホーム広沢	和光市広沢1-1	社会福祉法人長岡福祉協会	認知症対応型共同生活介護	平成22年10月22日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成22年10月22日
小規模多機能型居宅介護広沢	和光市広沢1-1	社会福祉法人長岡福祉協会	小規模多機能型居宅介護	平成22年10月22日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	平成22年10月22日
訪問看護ステーションおうえん	狭山市上赤坂629-17	株式会社おうえん	訪問看護	平成22年10月25日
			介護予防訪問看護	平成22年10月25日
ケアプランちゃのみ	狭山市柏原2230-1	特定非営利活動法人福祉倶楽部ちゃのみ	居宅介護支援	平成22年10月18日
コミュニケア14歳のデイサービス草加安行	草加市原町3-14-38	株式会社リエイ	通所介護	平成22年11月1日
			介護予防通所介護	平成22年11月1日
あんしんホーム草加	草加市谷塚町29-2	株式会社ヴァティー	特定施設入居者生活介護	平成22年10月1日
			介護予防特定施設入居者生活介護	平成22年10月1日
ひろせ西武薬局	狭山市広瀬東3-13-18	調査設計株式会社	居宅療養管理指導	平成22年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成22年7月1日

## 告 示

埼玉県告示第五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
医療法人社団敬寿会 浅野病院	名称	医療法人社団敬寿会 浅野胃腸病院	医療法人社団敬寿会 浅野病院	短期入所療養介護
				介護予防短期入所療養介護
				介護療養型医療施設
みどりの里介護支援センター	所在地	熊谷市上之2126-7 ジュピター105	熊谷市戸出1047-5	居宅介護支援
				福祉用具貸与
				介護予防福祉用具貸与
				特定福祉用具販売
				特定介護予防福祉用具販売
みどりの里ケアセンター	所在地	熊谷市上之2126-7 ジュピター105	熊谷市戸出1047-5	訪問介護
				介護予防訪問介護
アースサポート春日部	名称	アースサポート株式会社 春日部在宅サービスセンター	アースサポート春日部	訪問入浴介護
				介護予防訪問入浴介護
杉戸町すぎと地域包括支援センター	名称	杉戸町すぎとピア地域包括支援センター	杉戸町すぎと地域包括支援センター	介護予防支援
	所在地	北葛飾郡杉戸町堤根4742-1	北葛飾郡杉戸町清地2-9-29	介護予防支援

## 告 示

埼玉県告示第五百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
堀ノ内クリニック訪問看護ステーション・クローバー	新座市堀ノ内3-1-13	訪問看護	平成22年7月31日
居宅介護支援事業所 さくら	春日部市大場872	居宅介護支援	平成22年10月31日
さくらデイサービスセンター	春日部市大場658-1	通所介護	平成22年10月31日
		介護予防通所介護	平成22年10月31日
さくらケアセンター	春日部市大場872	訪問介護	平成22年10月31日
		介護予防訪問介護	平成22年10月31日

# 告示

埼玉県告示第五百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友川口赤山店

川口市大字赤山千四百二十三外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）株式会社西友 川口赤山店

（変更後）西友川口赤山店

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友 代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役社長 松本南海雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一

（変更後）合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役社長 隼田登志夫

千葉県松戸市新松戸東九番地一

## ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日外

## 二 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友蒲生伊原店

越谷市伊原一丁目四番一号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）株式会社西友蒲生伊原店

越谷市伊原一丁目千二百九十九 一

（変更後）西友蒲生伊原店

越谷市伊原一丁目四番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友 代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（変更後）合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

## ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日外

## ニ 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

## 三 縦覧期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで

## 四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告示

埼玉県告示第千五百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友蕨店

蕨市中央三丁目十七番十八号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）株式会社 西友蕨店

（変更後）西友蕨店

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友

代表執行役 エドワード・ジエームズ・カレッジスキ

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（変更後）合同会社西友

職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

## ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日外

## ニ 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

## 三 縦覧期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで

## 四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## 六 意見書提出期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告示

埼玉県告示第千五百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新座店

新座市野火止八丁目十六番十三号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）株式会社西友 新座店

新座市野火止八丁目四百五十六番二

（変更後）西友新座店

新座市野火止八丁目十六番十三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友 代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（変更後）合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

## ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日外

## ニ 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

## 三 縦覧期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで

## 四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友西所沢店

所沢市西所沢一丁目二十六番四号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）株式会社西友 西所沢店

所沢市西所沢一丁目五百十八外

（変更後）西友西所沢店

所沢市西所沢一丁目二十六番四号

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

（変更前）長沼商事株式会社 取締役社長 長沼正夫

所沢市西所沢一丁目二十六番四号

（変更後）長沼商事株式会社 取締役社長 長沼浩

所沢市林一丁目三百六番地七

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友 代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（変更後）合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

## 八 変更年月日

平成二十二年二月一日外

## 二 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

## 二 縦覧期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告示

埼玉県告示第五百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友草加店

草加市高砂一丁目六番二十三号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）株式会社西友 草加店

（変更後）西友草加店

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友 代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（変更後）合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

## ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日外

## ニ 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

## 三 縦覧期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告示

埼玉県告示第五百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友朝霞根岸店

朝霞市根岸台五丁目三番二十号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）株式会社西友 朝霞根岸店

朝霞市根岸台五丁目七百四十三番一

（変更後）西友朝霞根岸店

朝霞市根岸台五丁目三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友 代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（変更後）合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

## ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日外

## ニ 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

## 三 縦覧期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで

## 四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友吹上店

鴻巣市鎌塚四丁目八番十九号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）株式会社西友 吹上店

（変更後）西友吹上店

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友

代表執行役 エドワード・ジエームズ・カレッジスキ―

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（変更後）合同会社西友

職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

## ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日外

## ニ 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

## 三 縦覧期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで

## 四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

## 五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## 六 意見書提出期間

平成二十二年十一月三十日から平成二十三年三月三十日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

## 告 示

埼玉県告示第千五百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北武蔵用土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	大 野 賀 内	児玉郡美里町大字猪俣六二番地

## 告 示

埼玉県告示第千五百十五号

富士見市から富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千五百十六号

富士見市から富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第五百十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、北戸田駅東1街区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

北戸田駅東1街区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十六年三月

三 施行地区

戸田市大字新曽字芦原の一部、戸田市大字下笹目字谷口の一部

四 事務所の所在地

戸田市新曽二二三一番地 第一芦原マンション二階二〇一号室

五 設立認可の年月日

平成十七年九月六日

六 変更の内容

（定款）

施行地区、事務所の所在地、参加組合員に与えられる保留床の概要等、負担金の納付、補欠選挙

（事業計画）

施行地区、設計の概要、事業施行期間、資金計画、添付図書

七 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十二年十一月三十日

# 告示

埼玉県告示第五百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	名 称	変更後の住所	住所の変更日
埼玉県知事第十五号	アウェイ建築評価ネット株式会社	東京都新宿区揚場町二番十六号	平成二十一年二月十七日

# 告示

埼玉県告示第五百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	名 称	変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	事務所の所在地の変更日
埼玉県知事第十五号	アウェイ建築評価ネット株式会社	東京都新宿区揚場町二番十六号	平成二十一年五月二十八日

# 告示

埼玉県告示第五百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	名称	変更後の住所	変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	住所及び事務所の所在地の変更日
埼玉県知事第一号	財団法人 さいたま 住宅検査 センター	さいたま市 浦和区岸町 七丁目十二 番三号	さいたま市浦和 区岸町七丁目十 二番三号	平成二十一年七 月二十一日
埼玉県知事第八号	株式会社 建築構造 センター	東京都新宿 区新宿二丁 目一番二号	東京都新宿区新 宿二丁目一番二 号	平成二十一年八 月一日

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 池田秀生

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢青梅線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番一地先まで	所沢市三ヶ島五丁目五四一 番四二地先から	区 間
一〇・六〇〃 二三・〇〇〇	八・〇〇〃 一七・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	三四〇・〇〇〇	延長 (メートル)
		備 考

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 池田 秀生

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 狭山ヶ丘停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番二地先まで	所沢市三ヶ島五丁目一三二 ○番一地先から	区 間
九・七〇 二二三・二〇〇	九・七〇 一〇・八〇	敷地の幅員 (メートル)
	二二三・〇〇	延 長 (メートル)
		備 考

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年一月三〇日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月三〇日

埼玉県川越県土整備事務所長 池田秀生

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで から同市泉町一八四二番二二 所沢市泉町一八四九番八地先		区 間
一三・七〇 一四・〇〇	一二・一〇 一三・七〇	敷地の幅員 (メートル)
四九・〇〇		延 長 (メートル)
		備 考

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 池田秀生

一 道路の種類 県道

二 路線名 所沢堀兼狭山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	狭山市大字沢一〇四四番二地 先から同市沢八五五番三地先	区 間
二五・〇〇 二五・〇〇	二五・〇〇 二九・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一一・五〇		延 長 (メートル)
		備 考

# 告 示

埼玉県選管告示第七十七号

平成二十二年九月十二日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十一区）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年9月12日執行 埼玉県議会議員補欠選挙(西第11区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額(法定選挙運動費用額)

10,685,000 円

- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小川 直志	所属党派	賢い有権者の会	8月20日から 期間 第1回分 9月22日まで
出納責任者氏名	栗原 豊			

収 入

主たる寄附

[氏 名]  
[団 体 名]

(職 業)

(寄 付 額)

三澤 嘉麿	飲食業	20,000 円
坂戸・鶴ヶ島医師連盟		200,000 円
荻野 幸夫	建設業	30,000 円
増田 芳隆	建設業	50,000 円
関口 泰男	建設業	30,000 円
浜田 繁	電気工事	30,000 円
栗原 辰雄	建設業	30,000 円
宮根 一男	無 職	20,000 円
原 敏成	会社役員	30,000 円
原 宏	会社役員	100,000 円
原 幾代	主 婦	20,000 円

その他の寄附 62 件 620,000 円

その他の収入 1,608,550 円

今 回 計 2,788,550 円

総 計 2,788,550 円

支 出

人 件 費	540,000 円
家 屋 費	289,280 円
選挙事務所費	270,000 円
集合会場費	19,280 円
通 信 費	154,310 円
交 通 費	25,758 円
印 刷 費	863,050 円
広 告 費	861,000 円
文 具 費	129,097 円
食 糧 費	364,345 円
休 泊 費	0 円
雑 費	104,510 円
今 回 計	3,331,350 円
総 計	3,331,350 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	542,800円
	計	542,800円

報告書受理年月日	平成22年9月27日	第 1 回 分
----------	------------	---------

候補者氏名	木下 高志	所属党派	無所属	8月15日から 期間 第1回分 9月26日まで
出納責任者氏名	江川 里香子			

収 入

主たる寄附

〔氏 名〕  
〔団 体 名〕

(職 業) (寄 附 額)

鎌田 文平	自営業	20,000 円
小峰 慎二	会社員	20,000 円
鎌田 昭利	会社員	20,000 円
湯本 寛	会社員	20,000 円
村田 和彦	会社員	30,000 円
関 迪子	会社員	30,000 円
小川 達	会社員	30,000 円
中島 常吉	会社員	30,000 円
渡辺 実	会社員	50,000 円
中嶋 茂	会社員	50,000 円
石川 猛	会社員	45,000 円
木下 繁	無 職	100,000 円
関 政子	無 職	100,000 円
永倉 清美	無 職	100,000 円
小川 千代	無 職	100,000 円
竹野谷 明子	無 職	100,000 円
民主党埼玉県総支部連合会		100,000 円
関田 哲夫	会社員	90,000 円
長谷川 栄	会社員	90,000 円
仲田 勝	会社員	90,000 円
金沢 充隆	会社員	90,000 円
松山 智	無 職	90,000 円
小林 明子	会社員	90,000 円
梶田 純子	無 職	90,000 円

その他の寄附 60件 473,000 円

その他の収入 0 円

今 回 計 2,048,000 円

総 計 2,048,000 円

支 出

人 件 費	955,000 円
家 屋 費	322,104 円
選挙事務所費	322,104 円
集合会場費	0 円
通 信 費	0 円
交 通 費	0 円
印 刷 費	258,300 円
広 告 費	358,675 円
文 具 費	36,489 円
食 糧 費	155,749 円
休 泊 費	0 円
雑 費	43,419円

今 回 計 2,129,736 円

総 計 2,129,736 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	157,500円
	計	157,500円

報告書受理年月日	平成22年9月27日	第 1 回 分
----------	------------	---------

候補者氏名	木下 高志	所属党派	無所属	9月29日から 期間 第2回分 9月30日まで
出納責任者氏名	江川 里香子			

収 入

支 出

人 件 費	0 円
家 屋 費	0 円
選挙事務所費	0 円
集合会場費	0 円
通 信 費	46,310 円
交 通 費	0 円
印 刷 費	0 円
広 告 費	0 円
文 具 費	0 円
食 糧 費	0 円
休 泊 費	0 円
雑 費	7,797 円

今 回 計	0 円
前 回 計	2,048,000 円
総 計	2,048,000 円

今 回 計	54,107 円
前 回 計	2,129,736 円
総 計	2,183,843 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成22年9月30日	第2回分
----------	------------	------

# 告 示

埼玉県選管告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、  
次の政治団体から設立の届出があつた。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) その他の政治団体

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
翌檜社	植田 成生	森田 佳代	川越市宮元町40-24	平成22年10月12日
新しい川越をつくる会	岩上 修	鈴木 啓介	川越市久保町5-3	平成22年10月13日
彩研究の会	大川 久夫	鈴木 三利	草加市中央1-5-7	平成22年10月25日
碓康雄後援会	碓 康雄	碓 壽賀子	川口市芝2-8-2	平成22年10月20日
石田まさお後援会	石田 昌生	石田 昌生	さいたま市緑区原山1-10-22	平成22年10月21日
浦和市民自治研究会	小高 真由美	長内 経男	さいたま市浦和区常盤3-18-20-803	平成22年10月25日
大館たかゆき後援会	片居木 光雄	大館 甚平	所沢市小手指元町3-26-13	平成22年10月25日
大山尚美後援会	大山 尚美	池田 美紀子	比企郡滑川町月輪1096-7	平成22年10月29日
神坂達成後援会	神坂 達成	神坂 清美	さいたま市緑区三室89-19	平成22年10月4日
清宮喜三郎後援会	首藤 康夫	西村 福一	さいたま市南区南浦和2-44-9	平成22年10月7日
栗原けんしょう後援会	栗原 健昇	橋本 恒政	熊谷市新堀817	平成22年10月29日
鴻巣を元気にする会	広瀬 秀男	広瀬 秀男	鴻巣市東2-1-8	平成22年10月8日
小高まゆみと歩む会	小高 真由美	江上 正	さいたま市浦和区常盤3-18-20-803	平成22年10月22日
小林のりひと後援会	小林 憲人	小峰 辰也	ふじみ野市南台1-7-8-103	平成22年10月7日
小柳よしふみ後援会	浜田 文夫	小柳 政美	さいたま市浦和区岸町4-25-15-203	平成22年10月4日
ごんもり幸男後援会	権守 幸男	権守 寿美子	春日部市藤塚250-337	平成22年10月21日

彩の国・街づくりの会	神作 英司	飯塚 孝行	川口市原町 1 - 1	平成 22 年 10 月 18 日
市民のための市政を創る会	佐々木 勲	浅井 喜久男	草加市稲荷 2 - 7 - 1 4	平成 22 年 10 月 28 日
しんが信孝事務所	信賀 信孝	山中 重治	さいたま市西区指扇 1 2 7 0 - 2 - 1 0 3	平成 22 年 10 月 22 日
政心塾	証木 政和	証木 政和	川口市前上町 6 - 1 0 ドミール B 1 0 2	平成 22 年 10 月 13 日
関口ただし後援会	飯塚 勉	岡田 美智子	さいたま市大宮区三橋 3 - 2 6 2	平成 22 年 10 月 25 日
たけやま広道後援会	武山 広道	武山 洋子	さいたま市北区植竹町 1 - 5 4 1 - B - 4 0 3	平成 22 年 10 月 4 日
田中やすのり後援会	田中 雍規	田中 純子	ふじみ野市川崎 9 7 - 3	平成 22 年 10 月 19 日
とみたよしなり後援会	加藤 恵一	篠原 健二	秩父郡横瀬町横瀬 4 1 0 0 - 3	平成 22 年 10 月 4 日
ながしまかおると笑顔あふれる行田市をつくる会	長島 郁	長島 郁	戸田市新曽 1 9 4 2 - 1 ヒューマンスクエア戸田レアーブル 1 0 1	平成 22 年 10 月 14 日
松岡こういち後援会	松岡 耕一	松岡 耕一	さいたま市緑区太田窪 1 - 1 4 - 1 3 - 2 0 1	平成 22 年 10 月 1 日
松下壮一後援会	松下 壮一	松下 祥枝	さいたま市南区松本 1 - 2 6 - 2 0 - 3 1 7	平成 22 年 10 月 22 日
民部佳代サポーターズクラブ	民部 佳代	民部 佳代	ふじみ野市市沢 3 - 2 - 3 - 4 0 4	平成 22 年 10 月 22 日
睦会	頓所 澄江	頓所 澄江	鴻巣市ひばり野 1 - 5 - 7	平成 22 年 10 月 8 日
安田しげるを育てる会	安田 茂	森 信二	鳩ヶ谷市里 1 0 6 0	平成 22 年 10 月 14 日
やなか信人後援会	谷中 信人	谷中 美代子	さいたま市浦和区瀬ヶ崎 1 - 4 - 1	平成 22 年 10 月 4 日
吉田一志後援会	吉田 一志	吉田 光子	さいたま市岩槻区南平野 5 0 2 - 2 ラ・メール壱番館 2 0 4	平成 22 年 10 月 6 日

# 告 示

埼玉県選管告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、  
次の政治団体から異動の届出があつた。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党埼玉県支部連合会	会計責任者	長峰 宏芳	鹿川 文夫	平成22年10月19日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
上田清司加須市後援会	会計責任者	関口 孝夫	鳥海 由行	平成22年10月19日
さいど昇後援会	代表者	矢部 英男	田中 利雄	平成22年10月26日
大日本秀皇社	代表者	山口 雄司	山田 和喜	平成22年10月27日
	会計責任者	藤野 光輝	山口 雄司	
	主たる事務所の所在地	本庄市児玉町共栄455-3 ジャルディニエールC205	児玉郡上里町七本木2031-1 サングリーン和田山103-205	
飯能日高地区歯科医師連盟	代表者	永井 泰二	関口 充夫	平成22年10月7日
	会計責任者	小出 忠昭	吉澤 兼次	
	主たる事務所の所在地	飯能市八幡町26-5	飯能市小久保291 防災センター内	
ゆうしん会	代表者	杉田 武司	福田 年男	平成22年10月25日
	会計責任者	戸川 泉	山口 勝美	
脇晴代後援会	代表者	小西 伸彦	吉田 紀子	平成22年10月7日

## 告 示

埼玉県選管告示第百八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

別記1（平成22年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。）

(1) 政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党埼玉県第七選挙区支部	平成22年8月12日	平成22年10月4日
自由民主党埼玉県第六選挙区支部	平成22年8月31日	平成22年10月12日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
明日の鳩ヶ谷、つくる会	平成22年10月26日	平成22年10月26日
新しい川越を創る会	平成22年10月21日	平成22年10月21日
新生和光の会	平成22年9月30日	平成22年10月27日
菅原正俊友の会	平成22年10月26日	平成22年10月26日
全国社会保険推進連盟埼玉支部	平成22年9月30日	平成22年10月7日

別記2（平成22年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。）

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
栗原けんしょう後援会	平成22年10月1日	平成22年10月29日
民部佳代サポーターズクラブ	平成22年10月22日	平成22年10月22日
民部佳代と明日のまちを考える会	平成22年10月22日	平成22年10月22日

別記3  
 政治団体の名称 自由民主党埼玉県第七選挙区支部  
 国会議員関係政治団体の区分 1号団体  
 公職の候補者の氏名 中野 清  
 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員  
 報告年月日 平成22年10月4日  
 (平成22年分)

1 収入・支出の総額  
 (1) 収入総額 0円  
 ア 前年繰越額 0円  
 イ 本年收入額 0円  
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 自由民主党埼玉県第六選挙区支部  
 国会議員関係政治団体の区分 1号団体  
 公職の候補者の氏名 中根 一幸  
 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員  
 報告年月日 平成22年10月12日  
 (平成22年分)

1 収入・支出の総額  
 (1) 収入総額 655,168円  
 ア 前年繰越額 454,785円  
 イ 本年收入額 200,383円  
 (2) 支出総額 655,168円

2 収入・支出の内訳  
 (1) 収入の内訳  
 ア 寄附  
 (ア) 寄附  
 a 政治団体からの寄附 200,000円  
 イ その他の収入  
 10万円未満の収入 383円  
 合計 200,383円

[ 寄附の内訳 ]

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)  
 一幸会 200,000円 鴻巣市

(2) 支出の内訳  
 ア 経常経費  
 (ア) 光熱水費 30,393円  
 (イ) 備品・消耗品費 137,800円  
 イ 政治活動費  
 (ア) 組織活動費 86,886円  
 (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費  
 a 宣伝事業費 395,989円  
 (ウ) その他の経費 4,100円  
 合計 655,168円

3 資金等の内訳

(1) 動産  
 (品目) (数量) (取得の価額) (取得年月日)  
 宣伝自動車 1台 4,640,000円 平成18年4月3日  
 宣伝用バイク 1台 1,155,010円 平成19年11月1日

政治団体の名称 明日の鳩ヶ谷、つくる会  
 報告年月日 平成22年10月26日  
 (平成22年分)

1 収入・支出の総額  
 (1) 収入総額 5,184円  
 ア 前年繰越額 5,184円  
 イ 本年收入額 0円  
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 新しい川越を創る会  
 報告年月日 平成22年10月21日  
 (平成22年分)

1 収入・支出の総額  
 (1) 収入総額 0円  
 ア 前年繰越額 0円  
 イ 本年收入額 0円

(2) 支出総額	0円
政治団体の名称 <b>新生和光の会</b>	
報告年月日 平成22年10月28日	
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	346,964円
ア 前年繰越額	346,964円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	346,964円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 備品・消耗品費	142,066円
(イ) 事務所費	221円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	204,677円
合 計	346,964円

政治団体の名称 **菅原正俊友の会**  
報告年月日 平成22年10月26日  
(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	62,568円
ア 前年繰越額	62,568円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **全国社会保険推進連盟埼玉支部**  
報告年月日 平成22年10月7日  
(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	105,526円
ア 前年繰越額	76,505円

イ 本年収入額	29,021円
(2) 支出総額	105,526円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	4,000円
	(9人)
イ その他の収入	
10万円未満の収入	25,021円
合 計	29,021円

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 備品・消耗品費	24,726円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	70,000円
(イ) 寄附・交付金	10,800円
合 計	105,526円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出 10,800円)

政治団体の名称 **栗原けんしょう後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 栗原 健昇  
資金管理団体の届出に係る公職の種類 熊谷市議会議員  
報告年月日 平成22年10月29日

(平成20年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	50,000円
ア 前年繰越額	50,000円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	50,000円
ア 前年繰越額	50,000円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	50,000円
ア 前年繰越額	50,000円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **民部佳代サポーターズクラブ**

資金管理団体の届出をした者の氏名 民部 佳代

資金管理団体の届出に係る公職の種類 県議会議員

報告年月日 平成22年10月22日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	36,391円
ア 前年繰越額	36,391円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	36,391円
ア 前年繰越額	36,391円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	36,391円
ア 前年繰越額	36,391円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **民部佳代と明日のまちを考える会**

報告年月日 平成22年10月22日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	
------------	--

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

# 告 示

埼玉県選管告示第百八十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、  
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があつた。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
大山 尚美	滑川町議会議員	大山尚美後援会	比企郡滑川町月輪1096-7	平成22年10月29日
神坂 達成	さいたま市議会議員	神坂達成後援会	さいたま市緑区三室89-19	平成22年10月4日
栗原 健昇	熊谷市議会議員	栗原けんしょう後援会	熊谷市新堀817	平成22年10月29日
小林 憲人	ふじみ野市議会議員	小林のりひと後援会	ふじみ野市南台1-7-8-103	平成22年10月7日
権守 幸男	埼玉県議会議員	ごんもり幸男後援会	春日部市藤塚250-337	平成22年10月21日
信賀 信孝	埼玉県議会議員	しんが信孝事務所	さいたま市西区指扇1270-2-103	平成22年10月22日
武山 広道	さいたま市議会議員	たけやま広道後援会	さいたま市北区植竹町1-541-B-403	平成22年10月4日
頓所 澄江	鴻巣市議会議員	睦会	鴻巣市ひばり野1-5-7	平成22年10月8日
松岡 耕一	埼玉県議会議員	松岡こういち後援会	さいたま市緑区太田窪1-14-13-201	平成22年10月1日
松下 壮一	さいたま市議会議員	松下壮一後援会	さいたま市南区松本1-26-20-317	平成22年10月22日
民部 佳代	ふじみ野市議会議員	民部佳代サポーターズクラブ	ふじみ野市市沢3-2-3-404	平成22年10月22日
安田 茂	鳩ヶ谷市議会議員	安田しげるを育てる会	鳩ヶ谷市里1060	平成22年10月14日
谷中 信人	さいたま市議会議員	やなか信人後援会	さいたま市浦和区瀬ヶ崎1-4-1	平成22年10月4日
吉田 一志	さいたま市議会議員	吉田一志後援会	さいたま市岩槻区南平野502-2 ラ・メール壱番館204	平成22年10月6日

# 告 示

埼玉県選管告示第百八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、  
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
栗原 健昇	熊谷市議会議員	栗原けんしょう後援会	平成 22 年 10 月 1 日	平成 22 年 10 月 29 日
民部 佳代	埼玉県議会議員	民部佳代サポーターズクラブ	平成 22 年 10 月 22 日	平成 22 年 10 月 22 日

# 告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十一年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
県民活動総合センター	【指摘3】 適時な大金庫のダイヤル番号の変更が必要	大金庫のダイヤル番号は、これまで変更していないとのことであったが、例えば、担当者が異動になる都度等、定期的に変更することが望ましいと考える。	監査実施後の平成21年7月にダイヤル変更を行った。今後も定期的（年1回）に実施していく。	NPO活動推進課
県民活動総合センター	【指摘4】 備品管理を速やかに整理のこと	現在、備品について整理・シールの再貼付・データ化を進めているとのことである。備品管理は、指定管理者としての業務の一環である。速やかに以下の事項を行うべきである。 ①県の方針に従い、帳簿の整備を行うこと。 ②県の方針に従い、備品の有無を確認し、シールを貼ること。 ③全く使用していない備品について、可否を検討し、整理すること。等	①平成21年9月、備品台帳を整理し、備品の有無を確認した。 ②平成21年9月、備品台帳を整理し、備品の有無を確認した際に、備品シールの貼付を行った。 ③平成22年3月末に不用備品の処分や転用を行った。	NPO活動推進課
男女共同参画推進センター	【指摘6】 システム設計に際してサーバー数を見直すこと	現在、システム毎にサーバーが設置されている状態であり、サーバー数が過剰な状態となっている。本来は機能毎、すなわち、すべてのシステムのアプリケーション機能、メール機能等の区分によりサーバーを設置すべきである。このように、サーバー数を減少させることにより、導入コスト、維持管理コストの削減を図るべきである。	監査実施後、課内において、平成25年度に予定しているシステム更新において、サーバー数の見直しを行い、維持管理コストを削減することを決定した。	男女共同参画課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
男女共同参画 推進センター	【指摘7】 電子データ保 存媒体につい て再考のこと	<p>県は、県が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について取りまとめた「埼玉県情報セキュリティポリシー」に基づき情報資産を管理している。</p> <p>「情報については、障害及び緊急事態に備え、必要に応じて、バックアップ用の複製を作成しなければならない」（埼玉県情報セキュリティポリシーⅡ情報セキュリティ対策基準第1章情報セキュリティに係る組織運営基準第2章情報管理第4情報資産の管理）とあり、当該施設の帳簿を電子データ媒体としてバックアップを取っていることに関しては、問題はない。</p> <p>ただし、電子データ保存媒体としてメモリースティックは適していない。メモリースティックは一時的な保存媒体として考えられているからである。</p> <p>また、過年度の電子データ保存としてHDDは適していない。数年以上のデータ保存を考えるならば、より安定したCDやDVDに記録して書き込み不可能な状態で保存すべきである。</p>	平成21年12月、電子データはすべてCD-Rへの保存に移行した。	男女共同参画課
男女共同参画 推進センター	【指摘8】 リース資産に ついても管理 台帳を作成す ること	<p>リース資産に関する台帳が作成されていないので、管理台帳を作成すべきである。なお、往査時に、システム変更により不要となったパソコンが大量に保管されていたが、平成21年12月2日に廃棄処分が行われた。</p>	<p>前段：平成22年3月、リース資産に係る管理台帳を整備した。</p> <p>後段：結果報告書の中で措置済み明記</p>	男女共同参画課
防災学習セン ター	【指摘9】 提出書類の不 備	<p>平成18年度は「埼玉県防災学習センター管理目標」という一表にまとめるだけでなく、「埼玉県防災学習センター管理目標達成に向けて」という形でアンケート結果を総括した文章をまとめて、県へ提出する業務報告書の中に入れていた。平成19年度、平成20年度の業務報告書にはそれが見当たらない。</p> <p>数値で表すだけでなく、それに文章で補足説明をすることによって、目標の達成度合、今後の課題なども浮き彫りにされることになり、アンケート結果がより今後の施設管理に役立つものとする。</p>	<p>管理目標の達成度合や今後の課題を明確にするため、平成21年度利用者に対するアンケート結果については、数値とともに文書による説明を加え、平成22年4月に報告させた。</p> <p>平成22年度以降も、引き続きアンケート結果を業務報告書に添付させるとともに、これらをもとに利用者の増員、利用者に対するサービスの向上、センター業務の質の向上に役立てる方針を決定した。</p>	消防防災課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
防災学習センター	【指摘11】 過剰な設備投資	屋外空調機の目隠し前にあるとはいえ、事務室の屋上部分に石庭を作る必然性があったのであろうか。庭石代も建築コストを構成する。3階利用者に不快感を起こさせない配慮からかもしれないが、行き過ぎたことと考える。	消防防災課において、平成22年5月、施設の利用目的に鑑み必然性のない設備投資は実施しない旨の意思決定及び確認を行った。	消防防災課
環境科学国際センター	【指摘13】 経理関係を中心に決裁の多くが代理決裁である	非常勤の総長には、業務につき決裁権限が与えられているが、経理関係を中心に多くが代理決裁となっており、例外であるはずの代理決裁が常態化している。総長が環境科学国際センターに来られたときにまとめて決裁をお願いするなど工夫が必要であるが、それでも難しいときは、決裁権限の範囲内で決裁権限者を専決指定していくなどの見直しが必要である。	平成21年11月以降、緊急を要するものを除き、総長の出勤日に合わせて決裁を行うよう事務を改めた。	環境政策課
自然学習センター・北本自然観察公園	【指摘14】 備品の管理を実態に即して強化すること	備品の現物確認は、モニタリング時にサンプル抽出により自然環境課の担当者が現物確認しているようであるが、機能的に使用可能か否かの観点でのチェックは不十分であるように思える。備品はあれば良いというわけではない。使えての備品、百歩譲っても使う可能性がなければ不良品である。機能的に使用可能であるかとの観点から、現物の使用可能性を検証の観点に加える必要があると考える。	平成22年3月、備品の使用状況を確認し、使用不可の物は、自然環境課で廃棄した。	自然環境課
自然学習センター・北本自然観察公園	【指摘15】 指導員の契約及び人事管理の改善について	指導員の雇用形態は、1年契約であるが、口頭によるのみで雇用契約書を取り交わしていない。1年契約の雇用契約書を取り交わす必要がある。 この口頭による契約内容は、月20日勤務で年間240日勤務としており、年度末で集計して年間240日超過分については3月分給料と共に支給している。この雇用契約は、実態としては継続雇用形態であるため労働基準法第39条に基づき有給休暇を指導員に付与しなければならないが、現状では行われていない。所定の労働日数に応じて年次有給休暇を比例して付す必要がある。	平成21年度の雇用契約書は、平成22年1月、4月に遡って指導員と取り交わした。その際、年次有給休暇を取得できるよう改善した。 平成22年度からは、年度当初に雇用契約書を取り交わし、年次有給休暇を付与している。	自然環境課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
嵐山郷	【指摘16】 「嵐山郷預り 金管理要項」 については実 態に即した改 定を行い、 「預り金出納 簿」の記帳方 法を見直すこ と	<p>「嵐山郷預り金管理要項」第6条(1)には、現金管理限度は、1か寮(棟)あたり、総額15万円とすると規定されているが、実際は10万円が管理限度額となっている。また、出納事務を規定している第8条において、出納管理は「所持金管理出納簿」又は「年金管理出納簿」(年金預かり者)をもって行うと規定されているが、平成20年4月より「預り金管理出納簿」によって行われている。管理要項を実態に即して改定することが必要である。</p> <p>なお、現在、管理限度額と帳簿名の不一致を修正すると共に、新様式を定めるための見直し作業中で、新年度より、施行する予定とのことである。</p> <p>また、「預り金管理出納簿」は、入居者の小遣い現金を管理している。収入は、最初の入金と入居者の作業に対する対価の受取分を記帳し、支出は、飲食費や娯楽費、小遣いの支払いを記帳している。しかし、この管理簿は以下の点で管理帳簿としては不十分である。</p> <p>第一に、この帳簿は、郵便貯金の通帳残高と現金残高の合計額を一括管理しているため、通帳の残高がいくらで、手許現金がいくらということが月中では分からない。月末では、貯金残高と現金残高の内訳を記載することになっているため、月末では把握できるが、月中では各々の残高が分からない。</p> <p>第二に、この管理帳簿は、郵便貯金の引出し取引(入金及び出金)が記帳されていないため、貯金通帳とその管理帳簿の収支が一致しない。従って、貯金の管理簿と現金の管理簿とを区別して作成すべきであるが、管理簿を増やすことが煩雑であるということであれば、現在の管理簿に貯金からの引き出し取引を記帳するような方法に変更すべきである。</p> <p>なお、現在、出納簿の書式を見直し、データ移行作業を行っており、新年度から、新しい書式の出納簿を使用する予定とのことである。</p>	<p>「嵐山郷利用者預り金管理要領」の見直しを行い、「預り金管理出納簿」の様式変更及び各様式も要領に合わせ見直しを行った。</p> <p>これにより、「管理限度額」と「帳簿名の不一致」を修正した。さらに、月中における通帳残高及び現金残高の把握等が行えるようになった。</p> <p>また、要領と管理事務手順のすり合わせを行い、ファイルを作成し各寮棟に配布。統一化を図った。</p> <p>平成22年4月1日から実施している。</p>	社会福祉課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
奥武蔵あじさい館	【指摘18】 現金カウント 時には金種票 を作成すべき	フロントの宿泊料金を収受する手持ち金庫については、フロントシステム（会計システム）の売上金額と金庫の現金残高とを合わせているが、カウントした結果について帳票（金種票）を作成していない。帳簿と実在現金の一致に関してその証拠を残すことは管理上必要である。金種票の作成を検討すべきである。	平成21年9月、金種票の作成を行った。	高齢介護課
奥武蔵あじさい館	【指摘19】 備品管理の不 備について	平成21年9月3日の調査時点で、陶芸用電気炉DAR-10Mには県有備品管理シールが貼付されていなかった。この備品は「埼玉県奥武蔵あじさい館購入物品一覧表【備品】」における書類番号欄に「請求書」と記入されており、当該施設の支配人に確認したところ、記載の意味が不明との説明を受けた。このように「埼玉県奥武蔵あじさい館購入物品一覧表【備品】」における書類番号欄に「請求書」と記入されたものは他にもあり、現品の確認をし記載内容を修正すべきである。 また、「埼玉県奥武蔵あじさい館 備品確認一覧表」（平成21年9月30日現在）において確認できていない備品が存在している。 過去の指定管理者モニタリングの結果では、備品確認は適正に行われるようになった印象を受けるが、現実には、以前に業務委託していた財団法人いきいき埼玉が備品につき除却したと思われるものや、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団が管理していた白鳥荘が廃止されたときに移管された備品などが帳簿上未整理であることが判明した。 高齢者福祉課では「埼玉県奥武蔵あじさい館 備品確認一覧表」にもとづき「埼玉県奥武蔵あじさい館購入物品一覧表【備品】」等の帳簿を整理する必要がある。	平成22年2月、「埼玉県奥武蔵あじさい館購入物品一覧表【備品】」（以下「一覧表」という）と備品の照合作業を行うとともに、県有備品管理シールが貼付されていない備品にシールを貼付した。 また、白鳥荘から引き継いだ備品についても照合作業を行い、一覧表に追記した。 平成22年6月には、指定管理者モニタリングにおいて備品の管理状況について確認を行った。	高齢介護課
県民健康福祉村	【指摘20】 入金管理につ いて	「金庫有り高確認明細」により日々の現金管理を実施しているが、現金を金庫に保管する前にそれぞれの現金回収時に金種票を作成し、回収した者及び回収金額をチェックした者が確認できるように捺印欄を設けて管理する必要がある。また、現金回収には、相互牽制のために原則として2人体制で行う必要がある。	平成21年8月以降、金種票は従来使用していた用紙に確認者のサインを記入し、保管をすることとした。 また、券売機の売上回収は、原則2名で行っており、今後も継続実施とする。	健康づくり 支援課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
県民健康福祉 村	【指摘23】 再委託業者へ の十分な監督 を	屋内スポーツ施設の部分はシンコースポーツ(株)へ丸投げ 状態の感があるのは否めない。指定管理当事者としてシン コースポーツ(株)に対する十分な監督を行う必要がある。	遅番勤務者による業務確認や定期的なミー ティングを行い、より十分な管理・監督を行 うことを平成21年9月から実施している。	健康づくり 支援課
県民健康福祉 村	【指摘27】 備品の実地棚 卸を行うこと	今後県との管理責任を明確にするためにも備品の実地棚卸 を適時に実施することが望ましいと思われる。	平成22年2月、現地モニタリングにて備 品の確認を実施した。 今後も指定管理者に対するモニタリングの 際に備品の確認を行う。	健康づくり 支援課
農林公園	【指摘28】 業者指定を行 う場合の公正 な判断基準を 設けること	起案者が特定の人であり、業者指名のルールがないのは、 不公正な取引が生じるおそれがあるので、業者指定を行う場 合の客観的かつ公正な判断基準作りが必要である。 なお、来年度以降は、業者選定会議を開催し、見積もり依 頼する業者を選定することとしている。現在、既に業者選定 要領を策定するなど、改善策を講じている。	平成22年2月、業者選定要領を策定し、 業者選定を行う場合の客観的かつ公正な基準 を策定した。 平成22年度から業者選定会議を開催し、 見積もり依頼する業者を選定している。	農業政策課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
農林公園	<p><b>【指摘30】</b> 1. 実態に即して収入金の認識を経理処理する方法に改めること</p>	<p>1. 実際の現金残高は出納補助簿で管理されており現金の金額把握はできているが、直売所の売上代、体験学習等の参加費として受け入れた現金が収受日に処理されていないために、勘定記録として反映されていない。 現金は稟議書によって処理され、稟議書は実際の現金入金があった日に起票されているが、経理処理に結びついておらず「現金」として認識されていない。経理処理されるのは、JAふかやの口座（川本支店 普通預金2042578）に預けられた日であり、そのときに「預金」として処理されている。 これは、職員が十分ないために現金勘定を持たないことにしているとの説明であるが、収入が上がった日に認識されていないのは問題であり、改善すべきである。 年度末においては、農産物直売所の年度末（3月31日）の営業時間は、決算のため午後3時までとしており、当日の売上金は、営業終了後に速やかに金融機関に預け入れ当日処理されている。 なお、経費支払は職員の立替によっており、支出処理は預金を降ろし、立替者へ支払ったときによっているので、問題はなかった。 以上の指摘に対して、次年度以降、現金勘定を使用して経理処理できるよう、体制を検討中とのことである。</p>	<p>1. 平成21年9月以降、現金勘定を使用した経理処理を実施している。</p>	農業政策課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
農林公園 (続き)	<p>【指摘30】</p> <p>2. 違算金は帳簿記録により管理すること</p> <p>3. 預金残高を減らすこと</p>	<p>2. 収入金額の認識は、売店レジのジャーナルの金額によっている。違算金があり金が不足する場合は、農協へ入金する際に、違算金を入れた箱からお金を出し、余れば箱にお金を入れて調整している。</p> <p>上記の処理を踏まえ、箱にある金額を確認したところ、1,412円（平成21年8月3日現在）が帳簿により管理されておらず、直ちに金額が分からなかった。次善の策とはいえ、簿外管理となっており、また、金額を把握していないのは問題であり、帳簿記録により管理すべきである。</p> <p>なお、昨年12月から違算金の帳簿記録を開始し、今年度末においては、雑収入あるいは雑損失として処理するとのことである。</p> <p>3. 平成21年3月16日現在の預金残高は32,778,676円で、翌日の17日に30百万円を本部へ送金している。農林公社の出先機関の一つである農林公園管理事務所にこのように多額の預金残高があるのは、資金効率の観点から問題である。背景として、売店売上収入が営業所の入金となるのに対し、農産物の提供者への支払は本部が行い、かつ臨時職員の給料も本部が支払っていることにより、出がなく入のみの状態となっているからである。出先機関の預金残高としては多過ぎるので、金額を減らすべく改善すべきである。</p> <p>なお、監査日以降、預金の振替は4半期毎に実施し、残高を減少させている。</p>	<p>2. 平成21年12月以降、帳簿記録による管理を実施している。</p> <p>3. 平成21年8月以降、残高を減少させるため、預金の振替は、四半期毎に実施している。</p>	農業政策課
熊谷スポーツ 文化公園	<p>【指摘33】</p> <p>現金実査を行い、かつ証跡を残すこと</p>	<p>現金の実査は、営業終了時点において毎日実施すべきである。また、その証跡を残すようにして適切な内部管理体制を構築することが必要である。</p>	<p>指摘を受け、窓口の現金確認のため「現金照合票」と金庫内現金の確認のため「現金出納簿」を作成した。</p> <p>現金の確認は従前も行っていたが、平成21年11月から毎日、その確認した結果を職員が各帳簿に記録し、出納員が確認している。</p>	公園スタジアム課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
熊谷スポーツ 文化公園	【指摘35】 経理処理で改 善を図るべき こと	<p>指定管理者である（財）埼玉県公園緑地協会全体の問題ではあるが、各管理事務所です自主事業について、決算において、収支ベースでは収支差額という形での実績は把握できるが、減価償却費の計算を織り込んだ正味財産の増減（損益ベース）での把握はできていない。これは減価償却費の計算を本部で一括して計算し仕訳入力しているため、各管理事務所に減価償却費の数字を降ろしてこない限り管理事務所では把握できないためである。</p> <p>各管理事務所です正確な損益を把握することによって、拠点別の経営成績をつかめ、それを事業の改善や翌年度の事業計画に繋げることができるのであり、各管理事務所レベルにおける決算においても把握できるようにすべきである。</p>	<p>各管理事務所の減価償却費はシステム上で確認できるようになっており、現地監査後直ちにこれを各管理事務所です必要に応じて使用することとした。</p> <p>また、公園スタジアム課において、正味財産増減計算は減価償却費を織り込んで貸借対照表に正確に反映されていたことを、現地監査後直ちに確認した（監査当日の説明が不十分であったため、指摘となったものである。）。</p>	公園スタジ アム課
熊谷スポーツ 文化公園	【指摘36】 休暇の適切な 承認を望む	<p>出勤簿を通査したところ、平成21年3月末を以って退職したA氏は年休37日消化（繰越17日分を含む。）している他に、実父が亡くなったことから忌引休暇を土日を除き7日取得していた。</p> <p>（財）埼玉県公園緑地協会就業規則にある、「第3章 人事の別表」には、忌引休暇は、1親等の直系尊属は7日と定められているが、この7日間には、土日休日を含む取扱いである。しかるに、土日は忌引休暇の7日間に含まないと解釈したのが、今回の問題の起因である。</p> <p>A氏は、休暇を取得限度である37日（前年の繰越日数17日＋当年度付与日数20日の合計）消化しており、この2日を休暇とみなすことはできず、規程違反である。管理者は、休暇の承認に当たっては、休暇の取得状況をよく確認してから承認を行うべきである。</p>	<p>有給休暇（年次休暇、特別休暇）の承認に当たっては、現地監査実施後、直ちに就業規則及びその運用について、職員への周知・徹底を行い、平成21年度以降、適正に処理されている。</p>	公園スタジ アム課
彩の森入間公 園	【指摘38】 行為許可の減 免手続きに関 しては厳格に 行うべき	<p>行為許可の減免に関する書類（使用料減額（免除）申請書）を受けていないまま減免措置を実行していたため、必要書類を受け付けるよう厳格に手続きを執行するべきである。</p> <p>なお、21年度分については、正確に処理を行っている。</p>	<p>平成21年度から行為許可の減免に関する書類（使用料減額（免除）申請書）を受け付けており、減免に係る事務を正確に処理を行っている。</p>	公園スタジ アム課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
彩の森入間公園	【指摘39】 領収書管理の不備について	<p>入金之都度、相手方にワンライティング複写式の領収書に必要事項を記入して渡している。施設には、複写された領収書の控えが入金事実の証拠書類として残ることになる。この領収書は、ナンバリングされていて不正使用できないように管理されている。ただし、記入済みの領収書（NO.075）が相手方に渡されずにそのままに領収書綴りに残っていた。廃棄すべき領収書であるから、大きく「×」を記入するなど不正使用できないように廃棄手続きを行い保存すべきである。</p> <p>また、領収書の発行日付やナンバーおよび廃棄の区分等を記入した領収書の管理簿を作成し、西武造園（株）の管理者が領収書の控えと管理簿を定期的に調べることにより不正や誤謬の確認を行うべきである。</p>	<p>平成21年4月以降、現金出納帳を作成し、受領日、受領者を記載、早急に現金を銀行に振り込み、振込日、振込者の記載をして管理をしている。</p> <p>併わせて現金出納帳に、日時、領収書ナンバー、未使用（破棄）等を記録し管理を行っている。</p> <p>不備があった領収書は、×印を記入し、破棄の手続きをした。</p>	公園スタジアム課
彩の森入間公園	【指摘40】 備品管理の改善が必要	<p>「彩の森入間公園 備品チェックリスト」のファイルを開覧したところ、毎週木曜日に備品の実査が行われ、全件チェックマークが付されていた。そこで、往査日（平成21年9月11日）に、実査手続を実施したところ、使用していないパソコン及びプリンターが棚の箱の中に保管されているほか、リストに載っている電話やファクシミリも担当者の話では使用していないとのことであった。</p> <p>以上の点から、毎週木曜日に指定管理者が行っている備品のチェックが形式的に行われていると判断せざるを得ない。</p> <p>備品が使用されなくなったならば、指定管理者は、速やかに所有者である県に対して報告を行い、廃棄処分をするなどの処理をすべきである。</p>	<p>現状について再確認し、不用備品については平成22年2月に飯能県土事務所に返却した。</p>	公園スタジアム課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所	
施設名等	項 目	概 要		
埼玉スタジアム2002公園	【指摘42】 1. 不正が起りやすい領収証様式をワンライティングの複写式に改めること 2. 領収証の保管の理由が明確でない	<p>1. パソコンで印刷した領収証に出納者印を押印し、利用者に渡したものをコピーして控えとして保管している。この領収証の控えの中に、出納員印が押印していないものがある。調査時に確認したところ、領収証をコピーし忘れたため、後にパソコンで印刷したものをファイリングしたことが判明した。これでは、領収証の控えとして証拠力がなく意味をなさない。</p> <p>この領収証の発行方法であると、上記の手続き誤りを誘発し易く、不正が容易に行える。ワンライティングの複写式で、かつ事前にナンバリングされた領収証綴を使用することにより、利用者に渡したものと同一のものが控えとして残るように改めるべきである。また、領収証の控えは、発行者とは別の者が定期的に確認することが必要である。</p> <p>なお、領収証綴は管理台帳により在庫管理（領収証のナンバーも記す。）し、綴を使用したときに払出処理を行い、中間あるいは決算時に在庫確認を行うことにより、領収証の全体的なコントロールを行うべきである。</p> <p>2. フットサルコート利用料の領収証には、発行された領収証をそのまま領収証控えにホチキスで閉じていたものが存在した。キャンセルになったものと思われるが、その理由は不明であった。領収証は現金の收受と引き換えに発行されるものであり、回収理由が不明であることは管理責任が問われる。</p> <p>予約管理は、予約のキャンセルを含めて全体をコントロールする必要があり、施設利用とその対価としての利用料金の收受まで確実に確認できるようにすべきである。</p>	<p>1. 平成22年度からはすべてワンライティング形式の領収書とし、領収書綴りの管理及び在庫確認を実施している。</p> <p>2. 監査実施後、直ちに再発防止のため、契約事務について、財団法人埼玉県公園緑地協会財務規程の遵守を改めて職員に周知するとともに、点検・検査などのチェック体制を強化し、適正な事務処理の徹底を図ることとした。</p> <p>具体的には次のような事務処理を徹底することとした。</p> <p>①予約管理システムと施設利用申込書との突合とともに、利用実績一覧により、予約管理を徹底する。</p> <p>②利用料金領収時に、施設利用申込書に記載された「領収済」に○を付けるとともに、領収者のサインを記入することにより、利用料金の收受まで確実に確認できるようにした。</p>	公園スタジアム課
埼玉スタジアム2002公園	【指摘43】 対応欄に処置結果をもれなく記載するように職員を指導のこと	<p>対応欄に処置結果が記載されていないことは、クレーム管理簿のみでは対応欄に記載された事項が実行されたのかわからないだけでなく、対応結果の今後のクレーム発生への影響が判断できない。処置結果がもれなく記載されるよう指導されたい。</p>	<p>現地監査後、受け付けた「要望・苦情」について、施設管理者として解決出来たものはその解決結果を、外部へ連絡又は要望したものは、その結果がどの様になったのか、あるいは解決されたのか等を確認し、報告様式に追記することとした。</p> <p>なお、短期間で解決されないものについては、別途、施設管理者として係員共通の課題として情報共有するとともに、事案ごとに担当者を決め結果のフォローをすることとした。</p>	公園スタジアム課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
埼玉スタジアム2002公園	【指摘44】 勘定科目の見直しを行うこと	第4グラウンドの使用料収入が、スポーツクラブが使用した場合は自主事業収入、一般利用は受託事業収入（利用料金収入）となっている。県に報告する決算書において、同一施設の使用料収入が異なる勘定科目で処理されるのは問題である。見直しを行うべきである。 また、スポーツクラブ会員の使用は使用料金が減額となっており、減免措置と考えられるので、会員料金の利用料金設定における知事承認を受けるべきである。	平成22年度からは利用料金収入として整理し、利用料金表にスポーツクラブ会員の利用料金欄を設けた。 また、スポーツクラブ会員料金設定について、平成22年4月、知事の承認を受けた。	公園スタジアム課
埼玉スタジアム2002公園	【指摘45】 現金実査を行うこと	現金管理は、経済活動を行うあらゆる事業体において不可欠かつ重要なものであり、その管理は慎重かつ適切に行わなければならない。現金の実査は、営業終了時点において毎日実施すべきである。また、現金実査の証跡を残すようにして適切な内部管理体制を構築することが必要である。	現地監査後、直ちに現金の実査は毎日業務終了時に実施することとした。 また、現金管理表及び釣銭金種表に整理し、複数の職員でチェックすることとした。	公園スタジアム課
所沢航空記念公園	【指摘48】 利用許可日が明確でなく、キャンセル関係の書類が具備されていない	野外ステージの利用に当たり、利用者から「野外ステージ利用許可申請書」を受け取り、茶室彩翔亭については、利用者から「有料公園施設等使用許可申請書」を受け取っているが、この申請書を保管しているだけで、いつ受け付けて利用許可を認めたのか不明である。また、キャンセルがあった場合においても該当する書類がないためキャンセルの事実が確認できない。 利用許可につき、その申請書に日付付きの受領印を押印して受け付ける、あるいは使用許可証を発行し、その控えを保管する等の手続きを取る必要がある。 キャンセルにおいても、その事実を上記申請書に記入欄を設けて記載する等、書面等で確認できるように改めるべきである。 この手続きは、利用料金の収受における内部統制としても必要である。	現地監査後、速やかに野外ステージ、彩翔亭の各申請書は受付時に日付印を押し、使用許可証控えを保管すると共に、キャンセルについては本人確認（住所、氏名、電話番号）及び、日付の記入を行うこととした。	公園スタジアム課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
所沢航空記念公園	【指摘 49】 有効なモニタリングの実施を行うため具体的な評価基準の設定が必要	所沢航空記念公園のモニタリングチェックシートを見る限りでは、モニタリングが単に実施されていればいい、というように姿勢で行われているようにも見受けられる。実施要綱に記載されているように、モニタリングの実施目的は、「指定管理者が実施する業務について、設置者である県が法令及び協定書に照らして履行状況の確認を行うことによって、効果的・効率的なサービスの提供を確保し、住民サービスの向上を図るもの」である。その目的を達成するためにも、しっかりとした姿勢でモニタリングを実施すべきである。 モニタリングが有効に機能しない運用上の問題として、5段階評価の基準が抽象的で曖昧であることが考えられる。現在の評価基準では、所沢航空記念公園の第2回目モニタリングのように、Aと評価するのか、Cと評価するのか、主観に大きく左右されてしまう。事例を織り込むなど具体的に評価できるような運用指針を作成しておくことが必要ではないか。	平成22年4月1日付けでモニタリング実施要領を改正し、モニタリングの主たる実施者を各県土整備事務所から公園スタジアム課に集約するとともに、評価基準をより具体化した表現に改め、客観性・具体性を高めた。 さらに、公園管理担当者研修会を開催し、各公園指定管理者に対して、新たな評価基準を直接説明した。	公園スタジアム課
所沢航空記念公園	【指摘51】 正確な事務手続きの実施を徹底すること	業務委託に係る手続き上のエラーを防ぐために、処理者とは別の者、たとえば処理者の上司などによる検証を行うなど正確な事務手続きの遂行が確保される体制を整えるべきである。	正確な事務手続きを行うため、現地監査後、直ちに管理職によるチェックを徹底した。	公園スタジアム課
所沢航空記念公園	【指摘52】 売上日報を毎日入力体制に改めること	売上日報については、当日に必ず入力すべきである。また、上席者によるチェック体制も強化し、ミスを事前に防ぐ内部統制を確立すべきである。	現地監査後直ちに、売上日報について、当日入力することとした。また、入力者を複数にして、上席者の確認を受けることとした。	公園スタジアム課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
所沢航空記念公園	【指摘53】 適切な現金出納処理を行い、通帳・印鑑の保管方法を見直すこと	1. 所沢航空記念公園・航空発祥記念館両方：現金出納帳を持たないために、銀行への振込み伝票を1件ずつ記載して、銀行預金通帳に細かく表示する必要があるが生じている。また、小口現金を仮払い処理しているのも不適切である。指定管理契約当初、指定管理者は経費支払い用現金を持ってはいけなとの誤った認識が生じた模様であるが、県との協議の上、適切な処理を行うべきである。また、銀行に預け入れるまで簿外となっている現金も、現金出納帳に入出金を記載する必要がある。 2. 所沢航空記念公園：預金通帳と届出印が同じ金庫に保管されていたので別々に保管するべきである。なお、指摘の後、保管方法は改善された。	1. 現地監査後直ちに、現金出納簿を作成し、現金の出し入れを明確にした。売上（現金）についても出納簿に記入することとした。 2. 結果報告書の中で措置済み明記	公園スタジアム課
所沢航空記念公園	【指摘54】 協定書の管理備品に含まれていない展示物があり、管理責任が曖昧である	展示物の中には県との協定書の管理備品に含まれていないものが存在する。所沢航空発祥記念館のすべての備品（展示物）について、所有関係を明確にし、管理責任をはっきりさせるべきである。また、モニタリング調査において、備品棚卸に関して指摘されていない。モニタリングの精度を高める必要がある。	現地監査後、直ちに展示物について、県所有及び自衛隊所有があるため、展示・収蔵品管理台帳を設け所有関係を明確にした。 また、備品（展示品含む）の棚卸を実施し、保管・収蔵管理を的確に行うこととした。	公園スタジアム課
所沢航空記念公園	【指摘56】 科目の内容が統一されているか検証を行うこと	(財)埼玉県公園緑地協会と(財)日本科学技術振興財団はそれぞれ決算書を作成している。県へ合算した決算書を届けるにあたり、科目の内容が統一されているか検証する必要がある。	現地監査後直ちに、公園スタジアム課において、平成21年度決算書作成時に科目内容が統一されていることを確認した。	公園スタジアム課
特別県営住宅	【指摘58】 財務会計システムに入力ミスを防ぐ対応が必要	委託料は、四半期毎に概算払いで支払われるが、財務会計システムへ入力する際に、「概算払い」を「精算払い」として入力ミスをしている。「精算払い」と入力すると確定額となってしまう後に金額変更ができないため、その後のシステム入力において、支出負担行為変更として最終的に帳尻を合わせている。 結果的に、支払額について何ら問題はないが、今後、財務会計システムに入力する際にミスがないよう、十分にチェックする必要があると考える。	現地監査後、直ちに財務システムによる起案に当たっては入力画面を打ち出して、入力項目を複数の者でチェックするように改善し、再発防止を行った。	住宅課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
公園緑地協会	【指摘59】 随意契約の理由の妥当性及び「随意契約の運用基準」における問題点について	<p>1. 随意契約の理由の妥当性について</p> <p>(1) 固定資産及び物品の売買、賃貸、修理、加工その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（財務規程第79条第1項第1号）を理由とする契約で問題となるもの（番号19、37）</p> <p>この場合は、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技術等を必要とする業務で、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難となる契約と理解されるが、問題とした契約は、同程度の相手方が複数存在しているため、市場調査等を行うなど慎重な対応が欠けていた。</p> <p>(2) 競争入札に付することが不利と認められるとき（財務規程第79条第1項第3号）を理由とする契約で問題となるもの（番号5、7、10）</p> <p>この場合は、競争入札によって得られる価格上の利益が入札に要する経費と比較して不利益となる場合や、現に契約履行中のものに直接関連する契約をその履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合等と理解されるが、問題とした契約は、規程第79条第1項第1号と判断すべきものであった。</p>	<p>1. 現地監査後、直ちに随意契約を行う場合には、契約内容に応じ、適切な市場調査を行うこと、また、財務規程に基づき適切な根拠条文を選定し、理由を明確に記載するよう全職員に周知するとともに、決裁権者と出納員が十分な確認を行うこととした。</p>	公園スタジアム課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
公園緑地協会 (続き)	【指摘59】 随意契約の理由の妥当性及び「随意契約の運用基準」における問題点について	<p>(3) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき（財務規程第79条第1項第4号）を理由とする契約で問題となるもの（番号2）</p> <p>この場合の「時価に比して著しく有利な価格」とは、予定価格から勘案して、明らかに有利であるといえる価格であり、その判断基準は明確にはできるものではないし、競争入札に付した場合より安価になるかどうか不確定であることから、市場調査を行う等慎重に決定しなければならないと理解されるが、問題とした契約は財務規程第79条第1項第1号と判断すべきものであった。</p> <p>2. 「随意契約の運用基準」における問題点 「基準4 第79条第1項第4号により随意契約にできる場合」として「時価」（当協会が採用している方法により積算した金額）に対して、2割以上安価な価格で締結する見込みがあるとき」と説明があるが、ここでの「2割以上安価な価格」の数値は、随意契約を認める条件とするには不十分であり、著しく安価な価格を条件とすべきで、財務規程第79条第1項第4号により随意契約にできる場合における「随意契約の運用基準」を再考する必要がある。</p>	2. 平成22年4月以降、「随意契約の運用基準」基準4における「2割以上安価な価格」について、改めて検証することとし、当面この基準を根拠とする随意契約を締結しないよう周知した。	公園スタジアム課
小川げんきプラザ	【指摘60】 使用料等の減額（免除）申請において減免の根拠を正確に明記すること	<p>身体障害者の介護者については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」に基づく根拠条文が申請書に明確に記載されていなかった。しっかりと根拠条文を記入するよう申請書作成の指導をすべきである。</p> <p>幼稚園、保育園児の引率者については、免除の根拠として記載している「埼玉県立げんきプラザ管理規則」及び「埼玉県立小川げんきプラザ使用料及び入館料の減免基準」の引用条文が誤っていたので、上記条例を十分に確認のうえ申請書作成の指導をすべきである。</p>	平成21年9月以降、申請者が記入すべき太線枠を分かりやすくし、申請者が減免根拠欄に記入しないよう様式を変更した。 なお、同欄は、申請内容に基づき担当者が記入するよう職員に対する指導を徹底した。	生涯学習文化財課
小川げんきプラザ	【指摘61】 つり銭用現金保管簿につり銭残高を記載すること	監査を実施した平成21年9月29日に、つり銭として5万円の現金があることを確認したが、県で定めている「つり銭用現金保管簿」への記載が行われていなかった。適切に現金の管理を行う観点から、「つり銭現金保管簿」に確実に記載を行うべきである。	平成21年9月以降、「つり銭現金保管簿」につり銭残高を確実に記載するようにした。	生涯学習文化財課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
小川げんきプ ラザ	【指摘 62】 現在使用して いるものと既 に使用してい ないものを区 別し、使用し ていないもの については、 除却処分等の 処理を行うこ と	備品台帳で「旧帳簿からの転記」として平成9年4月1日に転記したもので現存しているものについては、すでに古くなり使用していないものや使用できないものが存在している。 例えば、映写フィルムは、すでに映写機が存在しておらず、その利用は不可能である。ビデオカメラやテレビの中には、機能の面から既に使用していないものも存在する。 また、台帳に記載されているパソコンは27台あるが、そのうち26台はOSの問題で既に使用しておらず、ホームページ管理用に使用している1台のみが使用されている。なお、事務室で、現在使用しているパソコンは、県が一括してリース契約を締結したものの一部が配布されたものである。 前記した26台のパソコンについては処分の事務処理を進めているとのことであるが、既に陳腐化してしまい、使用できない、あるいは今後使用予定のない備品については、すでに資産価値がないと考えられるので、除却処分等の対応をすべきである。除却処理することにより、実際の資産として管理すべき物品が明確になり、かつ、備品管理台帳がスリムになるため、備品管理が行いやすくなるを考える。	未使用かつ使用困難な備品については、不用決定の上、売払い及び廃棄を平成21年12月18日に決定した。平成22年2月12日に処分を完了した。	生涯学習文 化財課
小川げんきプ ラザ	【指摘63】 備品台帳と現 物の照合がで きるように現 物管理を徹底 すること	台帳の記載物と現物が突合できないものがあつた。例えば、天体望遠鏡23個と観光望遠鏡3個については、合計数も記載項目も合致させることはできなかった。 この原因として、第一に、備品台帳に、現物が「どこ」にあるのか、ロケーションを記載していないこと、第二に、現物に貼られている備品管理ラベルの記載内容が消えてしまっているものがあること、さらに、物によっては備品管理ラベルの貼付のない場合があること、が挙げられる。 上記の使用できない備品を特定するためにも、①早急に、備品全部の实地棚卸を行い備品台帳との照合を行う、②備品管理ラベルを確実に貼付してラベルの記載内容を明記し、ラベルを完備する、③記載したラベルについては、記載内容が消えないように、ラベルの上から透明のシートを貼るなど工夫をする、という対策を講ずるべきである。	①平成21年12月18日に備品台帳と備品現物の照合をするとともに、照合しやすくするため、備品台帳の備考欄に設置及び使用場所を明記した。 ②平成22年2月28日に備品ラベルの整備を完了した。 ③前記②を実施するにあたっては、従来から貼付されていた備品ラベルも含め記載内容が消えないよう透明のシートを貼付した。	生涯学習文 化財課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
県立浦和図書館	【指摘64】 備品の実査を行い管理帳簿と照合のこと	往査で確認したところ、平成20年度中は備品の実査が行われていなかった。備品管理の状況を改善すべきである。 なお、平成21年度の12月より備品の実査を進めており、その結果を踏まえ、機能的に陳腐化し将来使用の見込みがないものについては、年度内に廃棄決定することのことである。	備品台帳と現物の照合を実施し、使用の見込みがないものについては平成21年度中に廃棄の手続きをとった。手続きをとったほとんどは平成21年度中に廃棄したが、一部は平成22年7月30日に廃棄した。	生涯学習文化財課
しらこぼと公園	【指摘65】 管理費用の増加については検討すべき (指定管理者の導入効果)	管理料が、平成17年度当初予算61,296千円に対し、平成20年度63,994千円で、指定管理制度導入前に比べ、管理料が2,698千円増加している。コスト面からのメリットが享受されていない。なぜ、コスト削減できないのか、指定管理料の再検討、見直しを行う必要がある。	平成17年度の管理費用については、本部経費(管理費)が別計上で含まれていないが、平成20年度にはそれが含まれている。 本部経費を除いた同一項目で額で比較すると、管理費用は減少しており、コストの縮減は図られている。	公園スタジアム課
公園緑地協会	【指摘73】 公募対象となる外郭団体に対しては、公正なる競争環境を確保すること	主管課である都市整備部公園スタジアム課から派遣されている県派遣職員が本部改革改善対策幹の職に着いており、指定管理者制度の運用事務の総括に関することと並んで、新たな指定管理者に向けた事務の総括に関することをも担当している。 監査の過程において、指定管理者の選考過程で特段便宜を図っている事実は認められなかったが、県職員の派遣は外郭団体の要請により派遣先の経営及び業務の強化のため行われるものである。 指定管理者を随意契約で選定しているのであれば、派遣先において企画あるいは総務など経営の核となる業務に携わっているとしても、指定管理者の業務強化のためであり、矛盾を感じられないが、公募形態で指定管理者が募集されるのであれば、このように応募団体のまさに応募申請事務に携わることで、公募の指定管理者選定の公平性が保たれるのかを考えた場合、公正なる指定管理者の募集を行う外観を呈していないと言わねばならない。 指定管理者を公募で募集するのであれば、公正なる競争環境を整備すべきであり、経営の核となる業務に職員を派遣すべきでないと考え。指定管理者となる外郭団体の管理の在り方を検討すべきである。	平成22年度から県職員の派遣ポストである改革改善対策幹の職を廃止した。指定管理応募の業務は、経営企画課のプロパー職員が担当することとした。	公園スタジアム課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
公園緑地協会	【指摘74】 入札契約の締結 手続 に関する書類の作成は正確に行うべき	<p>指名競争入札の手続に関しては、重大な問題は発生していない。しかし、手続において作成・保管される書類に関しては、不十分な記載のものが多く見受けられた。決裁印のないものについては、実際に決裁されたかどうかについて判断できないものがあり、その後の手続の経過や契約締結の事実から、「決裁はされている」という好意的な判断を我々はしたが、最低限の形式を満たすことが必要である。</p> <p>決裁日とその後の手続の日付の前後関係が矛盾していたものもあった。翌年度契約の決裁については年度末近くに集中するため、いくつかの手続が省略され、不十分のまま進行するといった事態が生じている。</p> <p>書類の作成は各公園事務所で、決裁は本部で行われる。決裁された書類は、各公園事務所に返還されるが、決裁日は各公園事務所で記載しているため、返還を受けた書類は、そのままファイルされてしまう場合が多いと考えられる。少なくとも決裁日は本部側で記入すべきである。いずれにせよ、契約締結までの書類は正確に記載し保管する必要があるため、その旨、本部及び各公園事務所に徹底されたい。</p>	<p>現地監査後直ちに、書類作成の事務処理に当たり、決裁の重要性を全職員に周知、認識させ、決裁印、決裁日漏れのないように徹底した。</p> <p>また、各事務所に配置している出納員が決裁印、決裁日などの漏れがないかを最終確認することとした。</p>	公園スタジアム課
公園緑地協会	【指摘75】 現金の管理強化を行うこと	<p>現金の管理について規程には特に明記されていないが、業務マニュアルでは、「基本的には、毎日か若しくは週2～3日の割合で金種ごとに枚数の確認を行う」となっている。現状は業務マニュアルの状態よりも確認の頻度が少なくなっている。現金の管理は、すべての業務の根幹をなすものであるから、現金の実査については毎日業務終了時に行うことが望まれる。また、小口現金の性格は、日常の業務の中で生じる少額の現金支出である。本部経費の実際の月額での支出は10万円に満たない。小口現金として保有する25万円は明らかに過大であり、現金は盗難の危険性もあるので、不要な現金はなるべく保持しない方が望ましい。</p> <p>また、暗証番号やパスワードの変更は随時行うなどしてセキュリティ対策につき強化することが望ましいと考える。</p>	<p>監査後直ちに、現金の実査は、毎日業務終了時に行うこととした。保有する小口現金の額は、支出状況を精査し、減額を検討する。また、暗証番号については、定期的に変更を行うこととした。</p>	公園スタジアム課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
公園緑地協会	【指摘76】 備品の実査を行ない、不用品があれば速やかに廃棄処分のこと	備品の実際の使用状態、有無等を確認するためにも定期的に備品の実査を行うことが望ましい。また、すでに使用していない備品などがあつたら速やかに廃棄処分等の手続きを取ることが望ましい。	監査後直ちに、四半期に一度定期的な備品の実査を行うこととした。また、不用品は、速やかに廃棄処分することとした。	公園スタジアム課